

第114回 定時株主総会

# 招集ご通知



2026年6月25日（木曜日）  
午前10時

日 時

（受付は午前9時15分より開始）



東京都品川区荏原四丁目5番28号

スクエア荏原

場 所

「ひらつかホール」

## ■ 決議事項

### <会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の更新の件

### <株主提案>

- 第4号議案 自己株式取得の件
- 第5号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件
- 第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
- 第7号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件
- 第8号議案 剰余金の処分の件
- 第9号議案 買収防衛策発動に特別の株主意思確認を要する旨を定める定款一部変更の件
- 第10号議案 政策保有株式に係る不当取引リスクの排除に関する定款一部変更の件

日産東京販売ホールディングス株式会社

証券コード：8291

証券コード 8291

2026年6月5日

(電子提供措置の開始日 2026年6月2日)

株 主 各 位

東京都品川区西五反田四丁目32番1号

日産東京販売ホールディングス株式会社

取締役社長 菊池毅彦

## 第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第114回定時株主総会招集ご通知」、「第114回定時株主総会関連資料」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nissan-tokyo-hd.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「日産東京販売ホールディングス」または「コード」に「8291」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

ネットで招集

<https://s.srdb.jp/8291/>

**なお、当日ご出席いただくほかに、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

## ■書面（郵送）による議決権の行使

同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後6時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

## ■電磁的方法（インターネット）による議決権の行使

後記（7頁から8頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後6時15分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

議決権行使書の郵送とインターネットによる手続の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時  
※受付は午前9時15分より開始
2. 場 所 東京都品川区荏原四丁目5番28号  
スクエア荏原「ひらつかホール」
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第114期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第114期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

### <会社提案（第1号議案から第3号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の更新の件

### <株主提案（第4号議案から第10号議案）>

第4号議案 自己株式取得の件

第5号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

第7号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

第8号議案 剰余金の処分の件

第9号議案 買収防衛策発動に特別の株主意思確認を要する旨を定める定款一部変更の件

第10号議案 政策保有株式に係る不当取引リスクの排除に関する定款一部変更の件

## 4. 議決権行使に関する事項

議決権行使書用紙による議決権行使の際に、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- 〇議決権をご自宅からでも行使できるようインターネットによる議決権行使を導入しております。議決権行使のウェブサイトアクセスする方法に加え、議決権行使書用紙記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく簡便に行使できる「スマート行使」も併せて導入しておりますので、ご活用ください（詳細は7頁から8頁をご参照ください）。
- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ①事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」
  - ②連結計算書類の「連結注記表」
  - ③計算書類の「個別注記表」
- 〇電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 事前に議決権を行使いただく場合



### 書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

**行使期限** 2026年6月24日（水曜日）午後6時15分必着



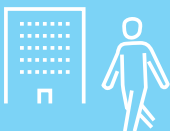
### インターネットによる議決権行使

7頁から8頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2026年6月24日（水曜日）午後6時15分まで

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

## ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2026年6月25日（木曜日）午前10時

### ❗ ご注意事項

- ※株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱させていただきます。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



### 「ネットでお集まり」のご案内

本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。

以下のウェブサイト又は「QRコード」にアクセスしてご覧ください。  
<https://s.srdb.jp/8291/>



## 議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案と株主提案の決議を行います。

第4号議案から第7号議案は1名の株主様からのご提案、第8号議案から第10号議案は1名の株主様からのご提案です。**当社取締役会はこれに反対しております。**

詳細は後記の「株主総会参考書類」をご参照ください。

当社取締役会の考えにご賛成いただける株主様におかれましては、**第1号議案から第3号議案に賛成、第4号議案から第10号議案に反対**の議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### ●議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案にすべて賛成し、株主提案には反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>(下の候補者を除く)</small>	第3号議案
会社提案	(賛)	(賛)	(賛)
	(否)	(否)	(否)

議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
株主提案	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)
	(否)	(否)	(否)	(否)	(否)	(否)	(否)

◎議決権行使書による議決権行使の際に、各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案につきましては「賛」、株主提案につきましては「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

◎インターネット等により議決権をご行使いただく場合につきましても、上記の記入例をご参照のうえ、賛否をご入力ください。

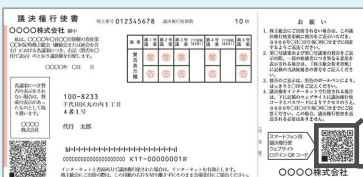


## インターネットによる議決権行使のご案内 「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後6時15分まで

### 1. QRコードからスマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス



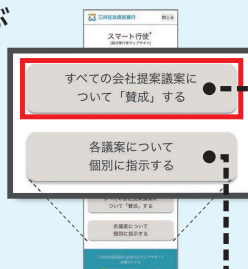
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

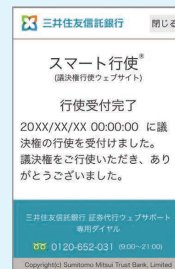
### 2. 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。

※「すべての会社提案議案について「賛成」を選択すると、会社提案議案には「賛成」、株主提案議案には「反対」が入力されます。



### 4. 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



### 3. 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



## インターネットによる議決権行使のご案内

# 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する右記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト

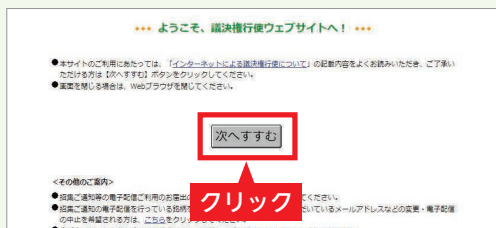
<https://www.web54.net>



議決権行使期限

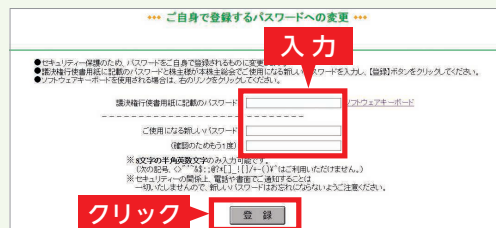
2026年6月24日（水曜日）午後6時15分まで

### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



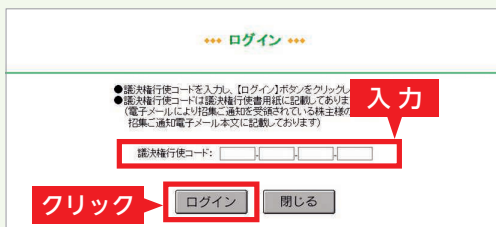
「次へすすむ」をクリック

### 3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック

### 2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート ☎ 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

---

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案から第3号議案）>

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を行うことを経営の最重要課題のひとつと認識し、成長性を確保するための内部留保にも考慮しながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

2026年2月13日公表の「配当方針の変更（DOE導入）および配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」のとおり、新たな配当方針「DOE（株主資本配当率）3%以上を目標」に基づき期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当期の期末配当を15円といたします。これにより年間配当金は、先に実施しました中間配当金12円を含め、1株につき27円となります。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円

総額893,683,065円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月26日

## 第2号議案

## 取締役7名選任の件

本總會終結の時をもって取締役全員（7名）の任期が満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

その候補者は以下のとおりであります。

なお、当社では、長期にわたる安定した企業の成長と企業価値向上に取り組んでおり、当社の取締役には、これらを担え、実行できる高い知識・経験・能力を有していることを求めています。取締役候補者指名にあたっては、原則として、社長が提案を行い、取締役会に諮り審議・精査を行い、性別・国籍等の個人属性を問わず、経営に関する多様な視点、職務遂行に必要なとされる知識・経験・能力を有した適切な人物を指名いたしております。

決定におきましては、より高い透明性や客観性を持たせるために、社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会を設置いたしております。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任 男性	きくち たけひこ 菊池 毅彦	代表取締役社長 社長執行役員	12/12回 (100%)
2	再任 男性	たけばやし あきら 竹林 彰	取締役会長	16/16回 (100%)
3	新任 男性	いしだ たけし 石田 壮	常務執行役員	—
4	新任 男性	はせがわ ひろつぐ 長谷川 浩嗣	—	—
5	再任 男性	はせがわ なおや 長谷川 直哉	社外取締役	15/16回 (94%)
6	再任 女性	こぐれ えりこ 小暮 恵理子	社外取締役	16/16回 (100%)
7	新任 男性	しげきよ つよし 重清 剛	—	—

候補者  
番号

1

きく ち

菊池

たけ ひこ

毅彦

(1968年8月31日生)

再任

男性



所有する当社の株式の数  
4,900株

取締役会への出席状況  
(2025年度)  
12/12回 (100%)

取締役在任年数  
〔本総会終結時〕  
1年

#### 略歴、地位及び担当

- 1991年4月 日産自動車(株)入社
- 2005年4月 東風日産乗用車公司 市場部 副部長
- 2011年4月 和歌山日産自動車販売(株) 代表取締役社長
- 2013年7月 韓国日産 代表取締役社長
- 2017年11月 タイムズモビリティネットワークス(株) 商品企画部長
- 2020年4月 当社 理事
- 2021年4月 同 執行役員  
日産東京販売(株) 執行役員
- 2023年4月 当社 常務執行役員
- 2024年4月 同 専務執行役員  
日産東京販売(株) 常務執行役員
- 2025年6月 当社 取締役
- 2026年4月 同 代表取締役社長 (現在に至る)  
同 社長執行役員 (現在に至る)

#### 当社との特別の利害関係

菊池毅彦氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

#### 【取締役候補者とする理由】

日産自動車(株)に入社後、国内自動車販売会社社長、海外現地法人社長を務め、他社においてはモビリティ事業に関わる商品企画部長を歴任されました。2020年に当社入社後は、主に経営企画部門の責任者として強いリーダーシップで組織を牽引しグループ傘下にあった販売会社3社の統合に大きく貢献してまいりました。中長期的な経営視点で当社の取締役としての職務執行を的確・効率的に遂行できる知識及び経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

たけ ばやし

竹林

あきら

彰

(1959年10月8日生)

再任

男性



所有する当社の株式の数  
41,100株

取締役会への出席状況  
(2025年度)  
16/16回 (100%)

取締役在任年数  
〔本総会最終時〕  
7年

#### 略歴、地位及び担当

1982年 4月 日産自動車(株) 入社  
2003年 4月 (株)日産サテリオ島根 代表取締役社長  
2006年 4月 日産自動車(株)マーケティング本部 エリアマーケティング部長  
2007年 4月 同 営業支援部長  
2010年 4月 同 国内M&S業務部長  
2011年 4月 同 国内M&S業務部長 兼 日産セールスウェイ推進部長  
2012年 4月 中央日産(株) 代表取締役社長  
2016年 4月 日産自動車(株) 日本営業本部副本部長  
2016年 6月 同 日本営業本部副本部長 兼 当社取締役  
2018年 6月 当社 取締役 退任  
2019年 4月 同 副社長執行役員  
2019年 6月 同 代表取締役社長  
同 社長執行役員  
2021年 7月 日産東京販売(株) 代表取締役社長  
2023年 4月 同 取締役会長  
2026年 4月 当社 取締役会長 (現在に至る)

#### 当社との特別の利害関係

竹林彰氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

#### 【取締役候補者とする理由】

日産自動車(株)に入社以来、国内営業部門、国内自動車販売会社社長、リージョナルカンパニー社長を務め、2016年からは日産自動車(株)営業本部副本部長として国内自動車販売の旗振り役として活躍されてきました。2016年6月より2018年6月まで当社取締役、2019年6月より当社代表取締役を務め、グループ経営基盤の強化、収益力向上及びガバナンス強化に取り組み、優れたリーダーシップを発揮、業績向上に貢献してまいりました。これらの経験を踏まえ、当社の取締役としての職務を的確・効率的に遂行できる知識及び経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

いし だ  
石田

たけし  
壮

(1964年8月11日生)

新任

男性



所有する当社の株式の数  
13,900株

#### 略歴、地位及び担当

1989年 4月 インターリース(株) 入社  
2001年 5月 吾妻会計事務所 入所  
2005年 8月 東日カーライフグループ(株) (現 当社) 入社  
2014年 4月 当社 財務部長 (現在に至る)  
2017年 4月 同 執行役員 経営企画部長  
2025年 4月 同 常務執行役員 (現在に至る)  
2026年 4月 同 経理部長 (現在に至る)  
日産東京販売(株) 取締役 (現在に至る)  
同 常務執行役員 (現在に至る)

#### 重要な兼職の状況

日産東京販売(株) 取締役 常務執行役員

#### 当社との特別の利害関係

石田壮氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

#### 【取締役候補者とする理由】

当社入社後、財務部、経営企画部、関係会社管理部等の管理部門における経験を積んできました。現在は、当社の財務・経理部門を担当し、グループ会社も含めた管理を行い、当社の円滑な資金調達及び資金管理の強化に貢献してまいりました。当社の取締役としての職務執行を的確・効率的に遂行できる知識及び経験を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4

は せ が わ ひ ろ つ ぐ

長谷川 浩嗣

(1970年6月8日生)

新任

男性



所有する当社の株式の数  
0株

#### 略歴、地位及び担当

1993年4月 日産自動車(株) 入社  
2013年4月 (株)日産サテリオ佐賀 代表取締役社長  
2016年4月 日産自動車(株) アフターセールスリテンション部長  
2020年4月 同 バリューチェーン推進部長  
2023年4月 同 関東リージョナルセールスオフィス部長  
2024年4月 同 東日本リージョナルセールスオフィス部長  
2026年4月 同 日本ビジネス改革推進部担当部長 (現在に至る)

#### 重要な兼職の状況

日産自動車(株) 日本ビジネス改革推進部担当部長

#### 当社との特別の利害関係

長谷川浩嗣氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

#### 【取締役候補者とする理由】

日産自動車(株)との情報共有、連携が強化継続されることを期待しております。国内販売会社において社長を経験するなど販売会社経営にも精通しており、当社の取締役として経営への助言や業務執行に対する適切な監督が期待できることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

5

は せ が わ      な お      や

長谷川 直哉

(1958年11月7日生)

再任 社外

男性 独立



所有する当社の株式の数  
3,700株

取締役会への出席状況  
(2025年度)  
15/16回 (94%)

取締役在任年数  
〔本総会最終時〕  
5年

#### 略歴、地位及び担当

- 1982年 4月 安田火災海上保険(株) (現 損害保険ジャパン(株)) 入社
- 2006年 4月 国立大学法人 山梨大学大学院 持続可能社会形成専攻准教授
- 2007年 4月 法政大学大学院環境マネジメント研究科 兼任講師  
芝浦工業大学工学部 兼任講師
- 2008年 4月 中央大学大学院国際会計研究科 兼任講師  
芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科 兼任講師
- 2011年 4月 法政大学人間環境学部人間環境学科 教授 (現在に至る)
- 2013年 9月 山梨県立大学国際関係学部 兼任講師
- 2020年 2月 (株)パネイル 顧問
- 2020年 4月 サッポロホールディングス(株)  
サステナビリティ・シニアアドバイザー
- 2021年 3月 岡部(株) 社外取締役 (現在に至る)
- 2021年 6月 当社 社外取締役 (現在に至る)
- 2022年 10月 (株)シルバーライフ 社外取締役 (監査等委員) (現在に至る)
- 2025年 5月 (株)レゾナックホールディングス サステナビリティアドバイザー (現在に至る)

#### 重要な兼職の状況

法政大学人間環境学部人間環境学科 教授  
岡部(株) 社外取締役  
(株)シルバーライフ 社外取締役 (監査等委員)  
(株)レゾナックホールディングス サステナビリティアドバイザー

#### 当社との特別の利害関係

長谷川直哉氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

#### 【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

サステナビリティ経営、CSR、企業倫理及び企業家史等を専門分野としており、高い識見と専門性を有しております。企業人としての経験も有する学識経験者として豊富な経験を有し、当社の企業価値を高めるサステナビリティ経営についても貢献が期待できることから、当社のさらなる成長のため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

6

こ ぐれ え り こ  
小暮 恵理子

(1958年5月22日生)

再任 社外

女性 独立



#### 略歴、地位及び担当

1981年 4月 中央宣興(株) (広告代理店) 入社  
1990年 4月 (株)電通プロックス 入社  
2012年 4月 P R O M O T E C 取締役  
2017年 6月 (株)電通テック 執行役員  
2017年10月 P R O M O T E C 取締役社長 (兼務)  
2022年 3月 (株)電通テック 執行役員 退任  
P R O M O T E C 取締役社長 退任  
2022年 6月 当社 社外取締役 (現在に至る)

#### 所有する当社の株式の数

3,500株

#### 取締役会への出席状況 (2025年度)

16/16回 (100%)

#### 取締役在任年数

[本総会終結時]

4年

#### 当社との特別の利害関係

小暮恵理子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

#### 【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

(株)電通テックにおいて営業担当役員及びその関係会社 (P R O M O T E C) における取締役社長など会社経営者としての豊富な経験を有しております。また、海外勤務経験、(株)電通テックにおけるジェンダー平等プロジェクトの推進などの経験を有し、多角的に当社の経営全般の監督と助言が期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

7

しげ きよ  
重清

つよし  
剛

(1962年6月20日生)

新任 社外

男性 独立



所有する当社の株式の数  
0株

#### 略歴、地位及び担当

1986年4月 安田火災海上保険(株) (現 損害保険ジャパン(株)) 入社  
2009年4月 同 兵庫サービスセンター部長  
2011年4月 同 九州業務部長  
2012年4月 同 仙台支店長  
2015年4月 同 執行役員 地区サポート部長  
2016年4月 同 執行役員 東北本部長  
2018年4月 同 常務執行役員  
2018年6月 一般社団法人 日本損害保険協会 常任監事  
2022年6月 丸紅セーフネット(株) 常勤監査役 (現在に至る)

#### 当社との特別の利害関係

重清剛氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

#### 【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

損害保険ジャパン(株)における地区経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有するとともに、日本損害保険協会や丸紅セーフネットでの経験をもとに、当社の経営全般の監督と助言を期待できることから、新たに取締役として選任を願います。

- (注) 1. 長谷川直哉、小暮恵理子、重清剛の各氏は社外取締役候補者であります。また、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 長谷川直哉、小暮恵理子の各氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年、4年となります。
3. 当社は長谷川直哉、小暮恵理子の各氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、長谷川浩嗣、重清剛の各氏が取締役に選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2026年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

**(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス[株主総会終了後の予定]**

第2号議案が原案のとおり承認可決された場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなる予定です。

これまでの業務経験により専門性を発揮できる、もしくは、執行部門に対する必要な助言・監督が期待できる知見を有している項目に●を3つまで記載しております。なお、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

氏名		企業経営	専門性					
			マーケティング・営業	財務・ファイナンス	IT・デジタル／DX	人事・労務・人財開発	法務・リスクマネジメント	ESG・サステナビリティ
取締役	菊池 毅彦	●	●		●			
	竹林 彰	●	●				●	
	石田 壮	●		●	●			
	長谷川 浩嗣	●	●		●			
	長谷川 直哉	●		●				●
	小暮 恵理子	●	●					●
	重清 剛	●	●			●		
監査役	立川 泰輔	●	●			●		
	近藤 勝彦						●	●
	山田 美代子	●		●	●			
	菅田 隆志	●	●			●		

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の更新の件

当社は、2月13日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

当社は、株主の皆様を買収の是非を判断するための十分な時間や情報が提供されることなく株式が大量に取得される事例が増加している昨今の資本市場の状況、当社株式の市場における取引状況等を踏まえ、本プランを導入することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと判断いたしました。本プランは、2026年2月13日開催の当社取締役会の導入決議により、同日付けで効力を生じており、その有効期間は、同日から本定時株主総会の終結時までとしておりますが、当社は、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、本定時株主総会において本プランの更新を議案としてお諮りさせていただくこととしており、本議案について株主の皆様のご承認が得られた場合には、その有効期間は本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとしております。（なお、本定時株主総会において、本議案につき株主の皆様のご承認が得られない場合には、本プランは直ちに廃止されます。）

つきましては、本プランを更新することにつきまして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

### 一 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量取得行為がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行

為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量取得行為の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は「モビリティの進化を加速させ、新しい時代を切りひらく 笑顔あふれる未来のために、わたしたちは走り続ける」を企業理念に掲げ、当社と社会の持続性を追求しながら、電動化や自動化、お客さまのニーズなど大きな変化が進行する自動車業界の中で、モビリティ社会を支える一つのインフラとして価値を提供し、多くのお客さまの豊かなカーライフに貢献してまいりました。当社の企業価値の源泉は、長年にわたり築き上げた地域のお客さまからの信頼であり、その期待に応じた技術力、ノウハウ、ナレッジを有した人財や店舗ネットワークにあると考えております。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## 二 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1942年に「東京都自動車配給株式会社」として設立以来、国内のモータリゼーションを支える一翼として、当社と社会の持続性を追求しながら、電動化や自動化、お客さまのニーズなど大きな変化が進行する自動車業界の中で、モビリティ社会を支える一つのインフラとして価値を提供し、多くのお客さまの豊かなカーライフに貢献してまいりました。

時代とともに変化するニーズを的確に捉え、1990年代には個人向けカーリース、2010年からは量販型電気自動車販売のパイオニアとして積極的に取扱いを展開し、現在に至るまでに蓄積されてきた技術やノウハウを有する人財は、変化の激しい現代の自動車業界において当社の大きな強みの一つであります。また、未曾有の災害であった新型コロナウイルスの感染症が拡大していた期間におきましても、当社の店舗ネットワークは、社会活動において不可欠な「移動」を支える地域社会のインフラとして機能し価値を提供してまいりました。地域に根差した店舗ネットワークは、東京都内に新車販売店95店舗、中古車販売店18店舗、加えてインターネットによる販売網も充実させ、強固なネットワークを構築しています。また、整備専門拠点として21拠点を保有し、拠点間の連携も強化しております。今後も「社会への貢献」のために、継続的な人的資本の充実、店舗ネットワークの適正化、DX推進等に取り組み、当社の提供する価値をより高めていくことが重要であると考えております。

## 2. 企業価値向上のための取組み

当社グループは、新車販売・中古車販売・整備事業・保険事業等、カーライフのワンストップサービスを主とする自動車関連事業を中心に事業を展開しております。当社グループは、当社の約35万件のお客さまを基盤とし売上総利益構成において最も高い比率を占める整備事業にみられる安定したストックビジネスを土台に、当社の強みであるベストプラクティス（好事例）の推進によりグループ内のシナジーを深化させながら、収益の拡大を図ってまいりました。当社グループは、モビリティとその関連商品・サービスの提供を通してお客さまに快適な暮らしをお届けすると同時に、地域・社会への積極的な貢献によって地域の皆さまとともに繁栄することを目指しております。

その実現にあたっては、サステナビリティの視点が不可欠であり、近年は当社グループが担うべき社会的責任もより大きくなってきております。当社グループの重要課題の解決に向けた取組みを着実に推進し、中長期的な成長力および持続可能性を向上させるとともに、事業を通じて持続可能な社会の実現に貢献することを目的として、当社グループは、2022年9月に社外取締役を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しました。サステナビリティ委員会は、取締役会の諮問機関として設置され、サステナビリティに関する方針や目標、実行計画の策定、目標に対する進捗管理・評価、個別施策などを審議し、取締役会に対して答申を行います。また、事業活動におけるサステナビリティに関するリスクの洗い出しや、影響度・発生可能性の観点からの評価も行っています。事業に大きな影響を与えるリスクや、当社グループの事業戦略との関連性が高いリスクについては、シナリオ分析を実施し、対応戦略を検討します。サステナビリティに関する取組みは、リスクの減少のみならず収益機会にもつながり、企業価値の向上に資するものと捉えております。以上を踏まえて、当社グループは、サステナビリティに関する取組みにあたって、当社グループの事業特性や事業環境などを踏まえ、次の4つのマテリアリティ（重要課題）を特定いたしました。

「気候変動への対応」

「安心・安全な社会の実現」

「人権の尊重と人的資本の充実」

「地域社会への貢献」

気候変動への取組みといたしましては、当社グループでは、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、環境にやさしい活動を積極的に推進しています。中期経営計画期間に電動車販売比率90%以上、電気自動車（EV）販売によるCO<sub>2</sub>排出削減量1.6万トンの目標を掲げています。また、店舗への太陽光発電システム設置を進めるとともに、国際規格ISO14001を適合した日産独自の環境マネジメントシステム「日産グリーンショップ」の認定を受け、油水分離槽、廃油タンク、産業廃棄物置き場などを適正に運用しています。

安心・安全な社会の実現におきましては、「プロパイロット」に代表される先進の運転支援技術をより多くのお客さまに提供するとともに、それを支える整備体制によって毎日の安心・安全をサポートすることに重点を置いて取り組んでいます。

また、当社グループにとっての最重要課題のひとつは人的資本の充実と考え、多様な人材がやりがいを持って働ける環境づくりを進めており、人材への投資や人事諸制度の改定やDE&Iの環境整備、教育体系の強化、エンゲージメント向上など、多角的・包括的な施策を実施しております。

地域社会への貢献といたしましては、モビリティを通じてお客さまに快適な暮らしをお届けし、地域・社会の皆さまとともに繁栄することをめざしています。このような考えの下、企業市民としての役割をしっかりと果たしていくため、2023年8月に「社会貢献推進プロジェクト」を発足し、当社グループにとって最適な社会貢献活動を検討するとともに、その活動を社内に啓発していくための方策を議論しています。

また、特定した4つのマテリアリティに対処しつつ、当社グループのさらなる事業成長を目指し、2023年度を初年度とし、2026年度までの4ヶ年度を計画期間とする中期経営計画 (<https://www.nissan-tokyo-hd.co.jp/vision/midterm-business-plan/>) をスタートさせました。変化の激しい現代の自動車業界の中で、当社グループの強みを生かした3つの重点施策「電動化リーダー」「安全・運転支援技術」「モビリティ事業」を推進するとともに、これまでにない大規模な投資戦略により、持続的な成長を目指しております。

「電動化リーダー」や「安全・運転支援技術」の推進は、環境性能に優れ最新の安全技術を備えた自動車への買い替え・借り換えを促進することとなり、その結果、CO<sub>2</sub>排出量の削減効果やより安全性能が高く運転支援技術が進化した最新の「安全・運転支援技術」を搭載した車両が普及し、環境面での貢献およびお客さまや社会にとってより「安心・安全な社会の実現」に貢献することとなります。また、「モビリティ事業」は、個人リースやレンタカーを通じて“所有から利用”というお客さまのニーズの変化に対応しつつ、利用される車両の購入サイクルが短期化されることにもつながります。その結果、最新の「電動化技術」や「安全・運転支援技術」を搭載した車両の普及にも寄与することとなります。3つの重点施策は相互に関連しつつ、サステナブルな社会の実現に貢献しながら、最新車両の拡販機会を生み出すことで当社グループの収益力強化に資する成長戦略となっております。

各施策は順調に進捗しており、引き続きこの3つの重点成長戦略を推進し、持続的な成長に向けた確実性をさらに高めてまいります。外部環境や事業ポートフォリオの変化がある中、中期経営計画の最終年度となる2026年度においても、2027年度から始まる次期中期経営計画につなげるべく、取り組みを着実に進めております。

投資戦略におきましては、過去にない300億円規模の投資を計画し、中期経営計画期間の前半に重点をおいて進めてまいりました。投資を前倒しで行うことにより、中期経営計画最終年度における効果の実現につなげます。成長に必要な投資については、300億円の枠にとらわれず、資本収益性も鑑みた上で今後も積極的な投資を進め、強みである店舗ネットワークをより強固なものとしてまいります。

当社グループは、2023年11月10日に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に則り、中期経営計画の重点施策の遂行、投資の強化、IR活動の積極的展開、株主還元強化の取組みを進めております。2025年度におきましては、株主還元のさらなる充実とともに、より安定した配当とすべく配当方針をDOE 3%以上に変更いたしました。当社グループにおいては、引き続き企業価値の向上に向けた様々な施策を実施してまいります。

### 3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社において、取締役は、独立社外取締役3名を含む7名で構成され、業務を執行する取締役、業務を執行しない取締役とともに、専門分野や経験分野が偏らないよう、多様性をもって構成されております。

代表取締役、取締役、監査役、執行役員（以下「役員等」という。）の指名・報酬等の決定に関する手続の透明性および客観性を確保し、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図ることを目的に、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しており、当社の役員等（代表取締役、取締役、監査役および執行役員）ならびに連結子会社の代表取締役に係る、指名の方針と手続、選解任、報酬決定の方針と手続、報酬等の内容（監査役を除く）を審議しています。役員等の指名・選任にあたっては、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しています。

また、取締役会の下、迅速な意思決定および権限・責任の明確化を図ることを目的として執行役員制度を採用しており、会社全体の業務執行の円滑化を図ることを目的として、執行役員等で構成する経営会議（議長：社長）を設置しております。

監査体制としては、監査役（全員独立社外監査役の4名）、監査役会、会計監査人および内部監査室を設置し、これらが相互に連携することによって実効的な監査を行っております。

これらのコーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みは、上記2. で述べた企業価値向上のための取組みを推進し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図る基盤となるものと考えております。

### 三 本プランの目的および内容

#### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、上記一の基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様にかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、2026年3月31日現在の当社の大株主の状況は事業報告「会社の株式に関する事項」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

#### 2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てを実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当

社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

### 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### (1) 本プランの発動に係る手続

##### (a) 対象となる買付等

本プランは、下記①ないし③のいずれかに該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれらに類似する行為（これらの提案<sup>1</sup>を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

#### 記

- ① 当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>7</sup>およびその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

<sup>1</sup> 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする者またはその共同保有者<sup>9</sup>もしくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みません。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>10</sup>を樹立する行為<sup>11</sup>であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下にかかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

- <sup>9</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
- <sup>10</sup> 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存するか否かの判定は、現在または過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。
- <sup>11</sup> 本文③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の判断を尊重し合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## (b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手續を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたものとし、また、条件または留保等は付されてはならないものとし、）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

## (c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規程の概要」、本プラン導入時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

## 記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および買付者等を被支配法人等<sup>12</sup>とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、ならびに当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）<sup>13</sup>

<sup>12</sup> 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

<sup>13</sup> 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

- ② 買付等の目的、方法および具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格およびその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容および買付者等による当社の株券等の過去の取得または処分に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無およびその内容
- ⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑪ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提出を求めた情報も含みます。以下同じとします。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

## ② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認められた場合、情報等の受領から90日間が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとしします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとしします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとしします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日間を上限とするものとしします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとしします。

## (e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（同(2)に記載される準発動事由も含み、以下「本発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合等には、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権無償割当てを実施するに際し、事前または事後に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとしします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとしします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合<sup>14</sup>
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとしします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとしします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとしします。

#### (f) 取締役会の決議

当社取締役会は、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとしします。また、当該株主意思確認総会が開催されない場合には、独立委員会からの上記(e)に従った勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとしします。

<sup>14</sup> 例えば、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）をした上で、①一定の期間、買付等を実施しないこと、②一定の期間内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合は考えられます。

#### (g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i)上記(e)に従い、独立委員会が、本新株予約権の無償割当ての実施に際して、事前または事後に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、または(ii)当社取締役会が、買付等に対して本新株予約権の無償割当てを実施すべきと考える場合であって、取締役の善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます<sup>15</sup>。)を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします<sup>16</sup>。

#### (h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況(意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実および独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。)または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

### (2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

<sup>15</sup> 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。

<sup>16</sup> 株主意思確認総会においては、原則として普通決議により株主の皆様の意思を確認することとしますが、買付等の目的、方法および内容ならびに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等および独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者(以下「買付者等特別利害関係者」といいます。)を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。

## 記

### 発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

### 発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であると判断される場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社または当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の買付等を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、または買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合（本プランにおいて「準発動事由」といいます。）には、本プランの発動として法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)買付者等、(Ⅱ)買付者等の共同保有者（かかる共同保有者が特別資本関係<sup>17</sup>を有する者を含みます。）、(Ⅲ)買付者等の特別関係者（かかる特別関係者が特別資本関係を有する者を含みます。）、もしくは(Ⅳ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅲ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者（その共同保有者・特別関係者を含みます。）、または、(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者の関連者<sup>18</sup>（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり<sup>19</sup>、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

<sup>17</sup> 金融商品取引法施行令第9条第1項第2号に定義されます。以下同じとします。

<sup>18</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

<sup>19</sup> 但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- ③ 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの<sup>20</sup>を対価として交付することができます。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。
- ④ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

<sup>20</sup> 但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、買付者等が、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）した上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができることなどが定められることなどがあります。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他  
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### (4) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします（他方で、本定時株主総会において本プランについて株主の皆様のご承認が得られない場合には、本プランは直ちに廃止されます。）。ただし、当該時点において、現に買付等を行っている者または買付等を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われているまたは企図されている買付等への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、その有効期間の満了前であっても、当社の取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### (5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2026年2月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### 4. 株主および投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの導入にあたって株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

##### (i) 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランの発動に係る手續」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

##### (ii) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等

についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、ならびに当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。) その他の必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

### (iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、非適格者から本新株予約権を取得する場合には、当社は、本新株予約権無償割当て決議において定められるところに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 四 本プランの合理性

### 1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保することや、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されるものです。

### 2. 買収への対応方針に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収への対応方針に関する実務・議論を勘案した内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年6月に施行した「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日最終改訂）」における「原則1-5.いわゆる買収防衛策」および経済産業省が2023年8月31日付けで公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」を勘案した内容となっております。

### 3. 株主意思の重視

本定時株主総会において本プランの更新に関する議案について株主の皆様のご承認が得られた場合に限り、本プランの有効期間を延長することを予定しております。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を本定時株主総会終結の時まで（本定時株主総会において本プランの更新に関する議案について株主の皆様のご承認が得られた場合には、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで）とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

#### 4. 独立性のある社外取締役等の判断の重視および第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

#### 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三三.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)および上記三三.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### 6. デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

## 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議・検討し、その判断内容および根拠を記載した意見を、当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該株主総会決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
  - ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ④ 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
  - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ⑥ 買付者等との協議・交渉
  - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提出する代替案の検討
  - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定
  - ⑨ 本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会招集の要否の判断
  - ⑩ 買付者等特別利害関係者の判断
  - ⑪ 本プランの修正または変更の承認
  - ⑫ 本プラン以外の買収への対応方針の導入の是非の判断
  - ⑬ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑭ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、または別途独立委員会が行うことができると定めた事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - ・ 独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ること等ができる。
  - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

## 独立委員会委員略歴

独立委員会の委員及びその略歴は、以下のとおりであります。

氏名	略歴
えんどう けん 遠藤 健 (1954年3月3日生)	1976年4月 安田火災海上保険(株) (現損害保険ジャパン(株)) 入社 2010年6月 同 専務執行役員東京本部長 2011年6月 (株)ジャパン保険サービス代表取締役社長 2014年9月 損保ジャパン日本興亜保険サービス(株) 代表取締役社長 (合併による社名変更) 2015年4月 同 代表取締役会長 2015年6月 当社 社外取締役 (現任) 2015年12月 S O M P O ケアネクスト(株)代表取締役社長 2017年6月 S O M P O ケアメッセージ(株)代表取締役社長 2018年6月 S O M P O ケア(株) (S O M P O ケアメッセージ(株)、 S O M P O ケアネクスト(株)の経営統合) 代表取締役社長 2019年8月 社会保障審議会専門委員 2021年6月 全国介護事業者政治連盟副会長 一般社団法人全国介護付きホーム協会顧問 2022年4月 S O M P O ケア(株)代表取締役会長C E O S O M P O ホールディングス(株)介護・シニア事業オーナー執行役 2024年4月 S O M P O ケア(株)相談役会長 S O M P O ホールディングス(株)顧問 2024年6月 公益社団法人全国有料老人ホーム協会理事 (現任) 2025年5月 社会福祉法人伸こう福祉会理事長 (現任)

氏 名	略 歴
はせがわ なおや 長谷川直哉 (1958年11月7日生)	1982年 4月 安田火災海上保険(株) (現損害保険ジャパン(株)) 入社 2006年 4月 国立大学法人山梨大学大学院 持続可能社会形成専攻准教授 2007年 4月 法政大学大学院 環境マネジメント研究科 兼任講師芝浦工業大学工学部兼任講師 2008年 4月 中央大学大学院国際会計研究科 兼任講師芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科兼任講師 2011年 4月 法政大学人間環境学部人間環境学科教授 (現任) 2013年 9月 山梨県立大学国際関係学部兼任講師 2020年 2月 (株)パネイル顧問 2020年 4月 サッポロホールディングス(株)サステナビリティ・シニアアドバイザー 2021年 3月 岡部(株)社外取締役 (現任) 2021年 6月 当社 社外取締役 (現任) 2022年10月 (株)シルバーライフ社外取締役 (監査等委員) (現任) 2025年 5月 (株)レゾナックホールディングスサステナビリティアドバイザー (現任)
こぐれ えりこ 小暮恵理子 (1958年5月22日生)	1981年 4月 中央宣興(株) (広告代理店) 入社 1990年 4月 (株)電通プロックス入社 2012年 4月 P R O M O T E C 取締役 2017年 6月 (株)電通テック執行役員 2017年10月 P R O M O T E C 取締役社長 (兼務) 2022年 3月 (株)電通テック執行役員退任 P R O M O T E C 取締役社長退任 2022年 6月 当社社外取締役 (現任)

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

各独立委員は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

本議案、第2号議案「取締役7名選任の件」がいずれも原案どおり承認可決されますと、上記独立委員会の委員のうち遠藤健氏は、本定時株主総会終結の時をもって退任し、本定時株主総会終了後の取締役会において、重清剛氏が後任の委員として選任される予定であります。重清剛氏の略歴は以下のとおりであります。

氏名	略歴
しげきよ つよし 重清 剛 (1962年6月20日生)	1986年4月 安田火災海上保険(株) (現 損害保険ジャパン(株)) 入社 2009年4月 同 兵庫サービスセンター部長 2011年4月 同 九州業務部長 2012年4月 同 仙台支店長 2015年4月 同 執行役員 地区サポート部長 2016年4月 同 執行役員 東北本部長 2018年4月 同 常務執行役員 2018年6月 一般社団法人 日本損害保険協会 常任監事 2022年6月 丸紅セーフネット(株) 常勤監査役 (現任)

以上

## <株主提案（第4号議案から第10号議案）>

第4号議案から第7号議案は1名の株主様からのご提案、第8号議案から第10号議案は1名の株主様からのご提案によるものであります。

なお、株主提案の内容は、形式的な変更を除き、各提案株主から提出された株主提案に係る書面の該当箇所（提案の理由は提出された内容）を原文のまま掲載したものであります。

当社取締役会としては、後述のとおり全ての株主提案に反対いたします。

### 第4号議案 自己株式取得の件

#### (1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数5,957,000株、取得価額の総額金3,157,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

#### (2) 提案の理由

当社の株価は昨年来低迷しており、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

## [取締役会の意見]

当社取締役会としては、**本議案に反対いたします。**

当社は、企業価値向上に向けては、持続的成長のために必要な投資とのバランスを勘案した上で株主還元方針を総合的に判断することが重要と考えております。本議案のように自己株式取得をあらかじめ一定の規模で求めることは、事業戦略、投資計画、財務戦略を踏まえた資本配分の柔軟性を損なうおそれがあり、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものではないと判断しております。

株主還元方針については、2026年2月に公表した通り、株主還元を充実させるとともにより安定的な配当とするため、株主資本配当率（以下「DOE」といいます。）3%以上を目標とする配当方針を新たに導入いたしました。

また、中期的な配当のあり方につきましては、さらなる株主還元の充実を目指し、引き続き検討を継続しており、配当方針を含めた今後の資本政策については、来期から始まる中期経営計画の中で経営戦略と併せて、今後も引き続き検討してまいります。

以上より当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第5号議案

# 社外取締役の員数に関する定款変更の件

### (1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第18条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

変更前	変更後
(員数) 第18条 当会社に取締役18名以内を置く。 <u>2 (新設)</u>	(員数) 第18条 当会社に取締役18名以内を置く。 <u>2 当会社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

### (2) 提案の理由

当社は、2026年2月13日の取締役会において、全会一致をもって、「当社株式の大量取得行為に対する対応策（買収への対応方針）」（「本買収防衛策」）を新たに導入し、本定時株主総会で本買収防衛策の更新を議案とする旨、公表しています。

株式の自由な売買及び株主平等の原則は資本市場の根幹を成すものであり、買収防衛策は、株主の権利行使及び株式市場の機能に重大な影響を及ぼし得る極めて例外的な措置であり、その導入にあたっては、取締役会が独立した立場から十分な検討及び牽制機能を発揮し、株主共同の利益の観点から合理的かつ透明性の高い意思決定がなされることが不可欠です。

果たして、当社の取締役会が、本買収防衛策の継続に関して真に独立した立場から十分な検討を尽くし、株主共同の利益に資する意思決定を行っているかについては、大いに疑問があります。

この事例からも、的確な資質を有する過半数の社外取締役の選任が重要と言えます。

## [取締役会の意見]

当社取締役会としては、**本議案に反対いたします。**

当社は、取締役会の独立性及び監督機能の強化が重要であると認識しておりますが、ガバナンスの実効性の向上に向けては、独立社外取締役の数や比率のみならず、資質、適切なスキルセットや多様性等を含め多面的・総合的に当社に必要な取締役会構成の在り方を検討することが重要と考えており、現行の取締役会体制においても十分な監督機能は発揮されていると考えております。

一方で、本株主提案のように定款により過半数要件を一律に定めることは、将来の事業環境の変化や経営戦略の転換に応じた最適かつ柔軟な取締役会構成の見直しを制約するおそれがあることから適切ではないと判断しております。

なお、本取締役会意見の決議に先立ち、本株主提案の内容については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会においても審議しており、取締役会は、指名・報酬委員会からの答申内容を踏まえて議論した上で、上記の結論に至りました。

以上より当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## (1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2005年6月22日開催の株主総会において取締役の報酬を年額300百万円以内とすることが承認されているが、今般、上記報酬限度額とは別枠で、年額100百万円以内、付与株式数の上限180,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分その他の条件については取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計する。かかる業績指標としてはROEやTSR（株主総利回り）を含む各種KPI等が考えられるが、具体的な指標の選定については、当社の経営戦略や事業環境を踏まえ、取締役会が適切に判断すべきものとする。また、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

## (2) 提案の理由

提案者は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても各取締役の株式保有が少なく、取締役の経済的利益の大半は固定報酬としての基本報酬であり、一部業績の達成に紐づく報酬があるものの、株式報酬の目的である株主との価値共有が不十分と考えます。取締役に当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを持たせ、株主と利益を一体化することで企業価値向上の成果を株主とともに享受することが必要です。

取締役と株主との価値共有を図るための効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされており、株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんので、より短時間で一定規模の付与がなされる必要があります。

## [取締役会の意見]

当社取締役会としては、**本議案に反対いたします。**

当社は、執行役員を兼務する取締役に対し、株価連動型報酬を含む成果・業績連動報酬を既に導入しており、株主との価値共有を意識したインセンティブ設計としております。また、従業員に対しても株式給付信託（ESOP）を導入し、共通のインセンティブ形成に取り組んでおります。

この点、本議案のように追加の株式報酬制度を別枠で導入することは、当社の報酬体系全体の設計との整合性を欠くおそれがあり、また現時点では必要性も低いため、適切ではないと判断しております。

他方で、株主との価値共有を意識した当社におけるより良いインセンティブ報酬制度のあり方につきましては、引き続き総合的に検討してまいります。

なお、本取締役会意見の決議に先立ち、本株主提案の内容については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会においても審議しており、取締役会は、指名・報酬委員会からの答申内容を踏まえて議論した上で、上記の結論に至りました。

以上より当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第7号議案

# 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

### (1) 議案の要領

当社の定款第12条及び第13条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
<p>（招集） 第12条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要に応じて、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定める順位により他の取締役がこれにあたる。 （定時株主総会の基準日） 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 <u>2</u>（新設）</p>	<p>（招集） 第12条 <u>削除</u>  （定時株主総会の基準日） 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>5月15日</u>とする。 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>

### (2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより6月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会後又は総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

議決権基準日を5月中旬へ変更することにより、総会開催日を6月末から最大8月中旬まで遅らせることが可能となり、会社は有価証券報告書及び関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。

## [取締役会の意見]

当社取締役会としては、**本議案に反対いたします。**

当社は、経営情報の充実化など情報開示の在り方についての検討は重要な経営課題と捉えており、その一環として有価証券報告書の早期開示の意義についても認識しており、現時点の実務を踏まえつつ対応可能な範囲で早期化に努めております。

一方で、他の株主からは株主総会招集通知における記載内容の充実を求める意見もある等、議決権行使判断に必要な情報開示に対しては多様なご要望をいただいております。また、株主総会の開催時期を後ろ倒しにすることについては、実務スケジュール全体への影響が大きく、現時点で実施するには実務上の負担や課題も大きいと認識しております。そうした株主様からのご意見や実務の実情も踏まえて、実務上対応可能な範囲で優先順位を付けて対応を検討していくことが適切と考えております。

また、2026年4月10日に公表されたコーポレートガバナンス・コード改訂案においても制度面の整理の必要性が言及されており、実務上の環境整備や制度動向を注視しつつ、慎重に検討すべき事項であると考えております。従って、現時点で基準日の変更を定款で定めることは適切ではないと判断いたしました。

以上より当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## [提案の内容]

(1) 配当財産の種類  
金銭

## (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」という。）として、105円から、第114回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく1株配当を控除した金額を配当する。

2026年3月期1株当たり純資産の100分の12について1円単位未満を切り捨てた金額から12円を控除した金額が105円と異なる場合は、冒頭の105円を、2026年3月期1株当たり純資産の100分の12について1円単位未満を切り捨てた金額から12円を控除した金額に読み替える。

なお、配当総額は、当社の第114回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

## (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第114回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第114回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

## [提案の理由]

本議案は、1株当たり純資産の100分の12、すなわちDOE（株主資本配当率）12%に相当する配当を企図しています。DOEとは、1株当たり年間配当金額を1株当たり純資産で除して算定される株主還元指標です。なお、提案株主は当社の株主資本コストを12%程度と算定しています。また、当社は2025年12月2日に1株当たり12円の間配当を行ったため、DOE12%に基づき計算した金額から12円を控除しております。

当社の株価は、PBR（株価純資産倍率）1倍を大きく下回る水準で低迷しています。これは当社取締役会が、株主資本コストを上回るROE（自己資本利益率）を実現せず、株主価値が著しく毀損された状態を漫然と放置してきた結果です。このような状況を踏まえ、株主還元を通じて最低限のリターンを確保するとともに、業績及び資本効率性の改善を図ることにより、PBR1倍以上の株主価値の実現を求めるものです。

## [取締役会の意見]

当社取締役会としては、**本議案に反対いたします。**

当社は、株主還元を経営の最重要課題のひとつと認識し、株主還元を充実させるとともにより安定的な配当とするため、DOE 3%以上を目標とする配当方針を2026年2月に新たに導入いたしました。

本定時株主総会では、会社提案として期末配当1株当たり15円の剰余金処分議案を上程しており、承認された場合の年間配当は1株当たり27円となります。これは配当性向に換算すると59%以上となり、2026年度を最終年度とする中期経営計画の配当性向目標の30%以上を大きく上回っております。

本議案のようにDOE12%の配当をあらかじめ一定の水準で求めることは、当社の持続的成長に向けた投資戦略や財務健全性との整合性を欠くおそれがあります。配当方針を含めた今後の資本政策については、来期から始まる中期経営計画の中で経営戦略と併せて、今後も引き続き検討してまいります。

以上より当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 買収防衛策発動に特別の株主意思確認を要する旨を定める定款一部変更の件

### [提案の内容]

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

### 第8章 買収防衛策

#### 第43条（買収への対応方針の発動）

当社は、取締役会または株主総会で当会社株式の大量取得行為（当会社の株式について、取得者の株式保有割合が20%以上になる買付け、公開買付け、その他の取得をいう。）に関する対応方針が定められている場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該対応方針に基づく新株予約権の無償割当て（以下「対抗措置」という。）の実施に先立ち、特別の株主意思を確認するために、株主総会の承認を受けなければならない。

1. 当社が、対抗措置を実施しようとするとき。
2. 当社が、対抗措置実施に際して独立委員会より勧告を受領した日の前営業日までの直近20営業日における株式会社東京証券取引所での当会社株式の各営業日の終値の平均値に基づき算定される株価純資産倍率(PBR) が1倍未満であるとき。

②前項の承認は、本定款第16条第1項の規定にかかわらず、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の90%以上の賛成によらなければならない。

### [提案の理由]

当社は2026年2月13日、株主総会の事前承認を経ることなく、取締役会の決議のみで買収防衛策を導入し、即日発効させました。このような重要事項を経営陣のみで決定し、株主を事後的な追認に従わせる手法は、株主軽視の姿勢と言わざるを得ません。そこで、既に導入された買収防衛策に関して、対抗措置の発動に先立ち、株主の高度な承認を要することを提案します。

提案株主は買収防衛策に全面的に反対の立場です。そもそも、当社のPBRが1倍以上か否かにかかわらず買収防衛策の発動自体も容認はできませんが、PBR 1倍割れの状態での発動は論外です。当社の経営陣は、PBR 1倍割れという資本市場からの低い評価を放置して経営の正当性を主張するのではなく、まずは自社の株主価値を高めることにより市場からの評価を改善すべきです。

なお、本提案はPBR 1倍以上であれば株主総会の承認なく対抗措置を実施することを認める趣旨ではありません。

## [取締役会の意見]

当社取締役会としては、**本議案に反対いたします。**

当社の買収への対応方針（以下「本方針」といいます。）は本定時株主総会において、更新の議案を上程し、株主の皆さまに判断いただく機会を設けております。また、本方針においては、対抗措置の発動についても、一定の場合に株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認する機会を設けることが想定されております。本方針は、株主の皆さまが買収の提案があった際に、その是非を適切に判断するために必要な情報および検討時間を確保することを目的とするものであります。

本議案は、PBRの一定期間の平均値が1倍未満の場合は、出席株主の90%以上の賛成を要件とすることとしておりますが、これは、特定の株主、または株主グループが10%超の当社株式を保有すれば、本方針に定める対抗措置に事実上の拒否権を与えることとなり、ひいてはその他の少数株主が必要とする情報および検討機会の確保を困難にするものであり、本方針の趣旨を損ない、株主共同の利益を害するおそれがあると考えております。

以上より当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 政策保有株式に係る不当取引リスクの排除に関する定款一部変更の件

### [提案の内容]

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

### 第9章 不当取引リスクの排除

#### 第44条（政策保有株式の保有の禁止）

当社は、コンプライアンス遵守および公正な取引慣行を確立するため、取引先との関係または業務上の協力関係の強化・維持を目的として保有している株式（以下「政策保有株式」という。）を保有してはならない。当社が事業年度開始時に政策保有株式を保有する場合には、当該事業年度内にこれを売却しなければならない。

なお、章番号と条数については、提案株主の議案「買収防衛策発動に特別の株主意思確認を要する旨を定める定款一部変更の件」が可決されなかった場合は、第9章を第8章に、第44条を第43条に読み替える。

### [提案の理由]

当社は取引先との関係維持や業務上の協力関係の強化を目的として政策保有株式を保有しています。もっとも、取引先の株式を保有することにより維持又は強化される関係は、公正な取引慣行の観点からは健全なものとはいえません。この点、政策保有株式が不正の温床となり得ることについては金融当局も指摘しているところであり、かつ、資本コストの観点からも、政策保有株式の保有が合理的でないことは明らかです。このような状況を踏まえ、コンプライアンス遵守及び公正な取引慣行の確立の観点から、政策保有株式の保有を禁止し、既存の政策保有株式については売却を義務付ける必要があります。

なお、株主提案の詳細については、つぎのウェブサイトURL又はQRコードをご参照ください。

日産東京販売ホールディングス(8291) の株主価値向上に向けて  
<https://shiftnissantokyo.com/>



#### [取締役会の意見]

当社取締役会としては、**本議案に反対いたします。**

当社は、保有株式について毎年取締役会において資本コスト等を踏まえた定量的観点および取引関係等の定性的観点から合理性を検証し、必要に応じて売却を実施しており、当該方針は実効的に機能していると考えております。

政策保有株式の保有の可否は個別の経営判断に委ねられるべき事項であり、政策保有株式の保有を一律に禁止する旨を定款に定めることは適切ではないと考えております。

また、こうした個別具体的な業務執行の内容を会社の根本規範を定める定款に記載することはなじまないと考えております。

以上より当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、地政学的リスクの長期化に加え、国内においては物価上昇や人手不足の影響等もあり、先行き不透明な状況が続いております。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高が128,997百万円（前年同期比12,607百万円減、8.9%減）、営業利益が4,756百万円（前年同期比2,655百万円減、35.8%減）、経常利益が4,754百万円（前年同期比2,613百万円減、35.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益が2,682百万円（前年同期比1,629百万円減、37.8%減）となりました。

新車販売台数及び中古車販売台数の減少を主因に売上高が減少したものの、整備事業における増益および継続的なコスト削減等により、2026年2月13日に公表した業績予想を上回る営業利益となりました。

当連結会計年度における全国の新車登録台数は、前年比0.9%減、当社グループのマーケットである東京都内は同0.2%増となりました。

当社グループの登録台数は、前年比13.2%減となりました。当連結会計年度前半までの新型車の端境期、新規来店客数低下等がありましたが、フルモデルチェンジした新型軽自動車「ルークス」や、新型電気自動車「日産リーフ」、マイナーチェンジした「セレナ」などの投入により、商品ラインナップが徐々に充実化してきたことで新車販売は回復基調となっています。引き続き当社の強みである個人リース販売や提案型営業を推進し、受注台数と販売単価の向上による収益確保に取り組んでまいります。

当社グループは、中期経営計画の重点施策として、「電動化リーダー、安全・運転支援技術、モビリティ事業」の3本柱を掲げ、変化の激しい自動車業界において、持続的かつ安定的な収益構造の確立を目指しております。今後もお客さまとの関係性をより一層強化することで、企業価値の向上に取り組んでまいります。

#### 売上高

1,289億 97百万円

前期比  
8.9%減



#### 営業利益

47億 56百万円

前期比  
35.8%減



#### 経常利益

47億 54百万円

前期比  
35.5%減



#### 親会社株主に帰属する当期純利益

26億 82百万円

前期比  
37.8%減



## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

日産東京販売(株)	烏山店	新築
日産東京販売(株)	足立店	新築

### ② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充 店舗建替えの工事を行っております。

### ③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

日産東京販売(株)	烏山店 (仮店舗)	店舗移転に伴う閉鎖
日産東京販売(株)	千住店	店舗統合に伴う閉鎖
日産東京販売(株)	竹ノ塚店	店舗統合に伴う閉鎖
日産東京販売(株)	江戸川中央店	店舗統合に伴う閉鎖
日産東京販売(株)	板橋中台店	店舗統合に伴う閉鎖
日産東京販売(株)	環七世田谷店	店舗統合に伴う閉鎖
日産東京販売(株)	多摩ニュータウン店	店舗統合に伴う閉鎖
日産東京販売(株)	ルノー八王子	店舗統合に伴う閉鎖

## (3) 対処すべき課題

自動車業界は現在、カーボンニュートラル実現に向けた世界的な動きが広がる中、電動車の販売が拡大しており、この傾向は中長期的に継続するものと予測しています。当社は15年以上におよぶ電気自動車（EV）の販売経験によって蓄積したノウハウを持ち、また軽からSUVまでのEVに加え、e-POWER車も含めた豊富な電動車のラインナップを持っています。電動車市場拡大の潮流は、当社グループにとりまして、大きなビジネスチャンスにつながるものと考えております。

そのような中、当社グループにおきましては、新車販売・中古車販売・整備事業・保険事業等、カーライフのワンストップサービスを主とする自動車関連事業を中心に事業を展開しております。当社のお客さまを基盤とする安定したストックビジネスを土台に、ベストプラクティス（好事例）の推進によりグループ内のシナジーを深化させながら、収益の拡大を図ってまいりました。

当社グループは現在、さらなる事業成長を目指し、2026年度までの4カ年の中期経営計画に取り組んでおります。

加速するCASEの潮流の中で、当社グループの強みを生かした3つの重点成長戦略「電動化リーダー」「安全・運転支援技術」「モビリティ事業」を推進するとともに、これまでにない大規模な投資戦略により、持続的な成長を目指しております。

中期経営計画3年目の2025年度を終えまして、各成長戦略は順調に進捗いたしております。引き続きこの3つの重点成長戦略を推進し、持続的な成長に向けた確実性をさらに高めてまいります。外部環境や事業ポートフォリオの変化がある中、最終年度となる2026年度においても、2027年度から始まる次期中期経営計画につなげるべく、取り組みを着実に進めてまいります。

投資戦略におきましては、過去にない300億円の投資規模を計画し、中期経営計画期間の前半に重点をおいて進めてまいりました。投資を前倒しで行うことにより、中期経営計画最終年度における効果の実現につなげます。成長に必要な投資については、300億円の枠にとらわれず、今後も積極的な投資を進めてまいります。

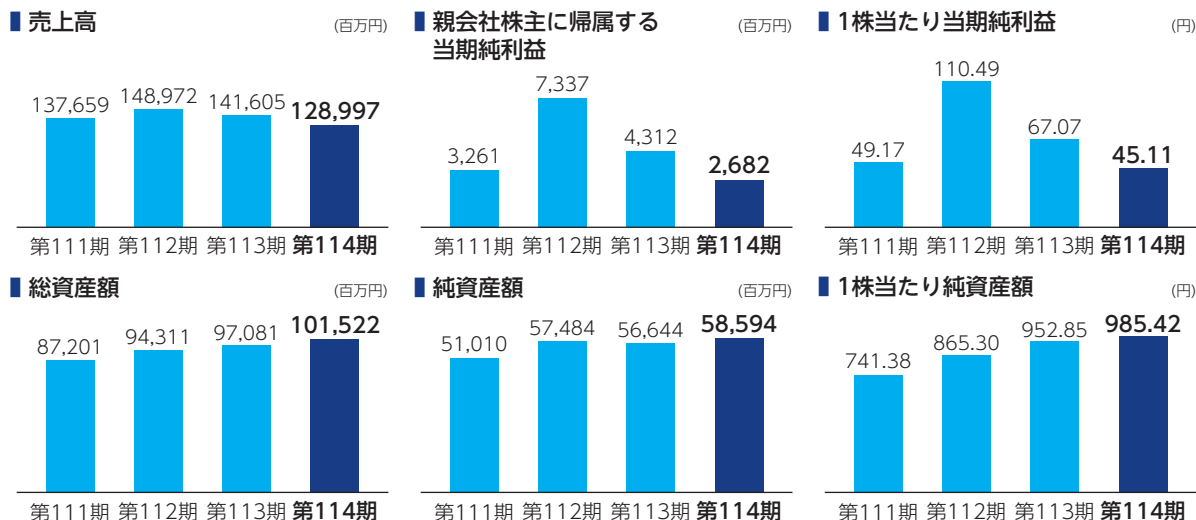
当社グループにとっての最重要課題のひとつは人的資本の充実と働き、多様な人財がやりがいを持って働ける環境づくりを進めており、人財への投資や人事諸制度の改定を進めるなど、多角的・包括的な施策を実施しております。

当社グループは、2023年11月に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に則り、中期経営計画の重点成長戦略の遂行、投資の強化、IR活動の積極的展開、株主還元強化の取り組みを進めております。2025年度におきましては、株主還元のさらなる充実とともに、より安定した配当とすべく配当方針をDOE 3%以上に変更いたしました。今後も引き続き企業価値の向上に向けた様々な施策を実施してまいります。

中期経営計画（2022年11月11日公表）および「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」（2023年11月10日公表）の詳細は弊社ホームページをご覧ください。  
(<https://www.nissan-tokyo-hd.co.jp/>)

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 111 期 2022年度	第 112 期 2023年度	第 113 期 2024年度	第 114 期 (当連結会計年度) 2025年度
売上高 (百万円)	137,659	148,972	141,605	128,997
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,261	7,337	4,312	2,682
1株当たり当期純利益 (円)	49.17	110.49	67.07	45.11
総資産額 (百万円)	87,201	94,311	97,081	101,522
純資産額 (百万円)	51,010	57,484	56,644	58,594
1株当たり純資産額 (円)	741.38	865.30	952.85	985.42



#### (5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

主 要 な 事 業
① グループ全体の統括・運営
② 自動車の販売、整備及びこれらに付随する部品、用品類の販売

## (6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

会社名	本社所在地	主な事業所数
日産東京販売ホールディングス(株)	東京都品川区	1
日産東京販売(株)	東京都品川区	新車販売店舗 95 ※うちルノー店舗 3 中古車販売店舗 18
エヌティオートサービス(株)	東京都大田区	11
(株) 車検館	東京都八王子市	9

## (7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,589名	37名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
53名	1名増	52.1歳	20.9年

(注) 従業員数は就業人員であります。

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 重要な親会社

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
日産東京販売(株)	95	100.0	自動車の販売、整備

### ③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

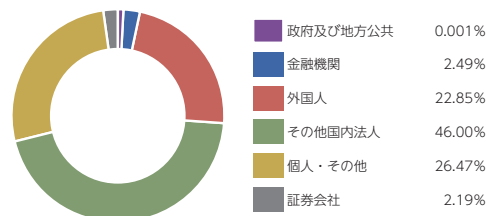
## (9) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,706
株式会社三井住友銀行	3,310
株式会社三菱UFJ銀行	2,120

## 2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 136,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 59,578,916株
- (3) 株主数 15,230名
- (4) 大株主

(ご参考) 株式の所有者別分布状況



株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日産ネットワークホールディングス株式会社	22,656	38.02
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	2,470	4.14
MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC	2,113	3.54
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,417	2.37
野村 絢	1,376	2.30
NAVF SELECT LLC	1,374	2.30
株式会社アルファ	1,343	2.25
株式会社太洋商会	1,173	1.96
日産東京販売ホールディングス従業員持株会	1,164	1.95
中央自動車工業株式会社	1,129	1.89

(注) 持株比率は自己株式 (45株) を控除して計算しております。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
竹林 彰	代表取締役社長	日産東京販売(株) 取締役会長
菊池 毅彦	取締役	日産東京販売(株) 常務執行役員
米澤 領一	取締役	日産東京販売(株) 執行役員
高濱 圭裕	取締役	日産自動車(株) 日本ネットワーク本部副本部長 大阪カーライフグループ(株) 取締役 日産大阪販売(株) 取締役 日産ネットワークホールディングス(株) 取締役
遠藤 健	取締役	社会福祉法人伸こう福祉会 理事長 公益社団法人全国有料老人ホーム協会 理事
長谷川直哉	取締役	法政大学人間環境学部人間環境学科 教授 岡部(株) 社外取締役 (株)シルバーライフ 社外取締役（監査等委員） (株)レゾナックホールディングス サステナビリティアドバイザー
小暮恵理子	取締役	—
立川 泰輔	常勤監査役	東京海上日動火災保険(株) 非常勤顧問
近藤 勝彦	監査役	弁護士
山田美代子	監査役	山田公認会計士事務所 所長 (有)シーズズパートナーズ 代表取締役 税理士法人 四季会計 代表社員 学校法人 女子学院 監事 (株)ハイパー 社外監査役
菅田 隆志	監査役	—

- (注) 1. 取締役遠藤健、同長谷川直哉及び同小暮恵理子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役立川泰輔、同近藤勝彦、同山田美代子及び同菅田隆志の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山田美代子氏は公認会計士としての資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役遠藤健、同長谷川直哉、同小暮恵理子、監査役立川泰輔、同近藤勝彦、同山田美代子及び同菅田隆志の各氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役高濱圭裕、同遠藤健、同長谷川直哉、同小暮恵理子、監査役立川泰輔、同近藤勝彦、同山田美代子、同菅田隆志の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	成果・業績連動報酬	
取締役	113	75	38	7
(うち社外取締役)	(14)	(14)	(-)	(3)
監査役	21	21	-	4
(うち社外監査役)	(21)	(21)	-	(4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の支給人数には、2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役0名)を含んでおります。
3. 成果・業績連動報酬には、株価連動型報酬制度の規程に基づく支給額及び当事業年度末における将来の支給見込額の合計18百万円が含まれております。

取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは以下のとおりに定めております。

① 報酬等の決定に関する基本方針

- a. 企業価値向上に貢献できる優秀な経営陣を確保できうる報酬制度とする。
- b. ステークホルダーに対し、説明責任を果たしうる公正性・合理性のある報酬内容とする。
- c. 経営の監督を担う取締役は、十分な経営監督を行うのにふさわしい報酬内容とする。
- d. 業務執行を担う執行役員は、業務執行に対し、強い意欲を持つことができ、成果・貢献度を反映した報酬内容とする。

② 報酬等の決定プロセス

報酬制度については、経営会議に提案し議論した後、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

また、個別の報酬額については、報酬制度に基づき能力評価及び目標の達成状況をもとに算定した個別の報酬額の提案を指名・報酬委員会で審議を行い、取締役会は決定方針との整合性も含めて指名・報酬委員会での審議内容を確認のうえ、個別の報酬額の決定を代表取締役社長竹林彰に一任する旨の決議を行い、決定しております。代表取締役社長に一任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、成果・業績連動報酬（月例報酬）の額及びポイント制の株価連動型報酬の付与ポイントの数であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長に委任することが最も適切であるためであります。また、当該権限が適切に行使されるよう指名・報酬委員会の審議に沿って決定することとしております。当該手続きを経て各取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 報酬制度

報酬は、役位ごとの職責に基づき能力を評価し支給する「基本報酬」（固定報酬）と、売上・利益等の目標に対する達成度合いに応じて支給する「成果・業績連動報酬」（変動報酬）にて決定しております。

また、取締役（執行役員兼務者含む）及び監査役の報酬総額は、それぞれ株主総会において決議された範囲内で決定しております。

なお、役員退職慰労金制度につきましては、2004年6月をもって廃止しております。

a. 取締役の報酬制度

業務執行を行わない経営監督を担う取締役は、「基本報酬」のみの支給としております。経営監督機能を十分に果たせる内容とするため、固定額とし、月次報酬として支給しております。

#### b. 執行役員の報酬制度

執行役員の報酬は、業務執行に対し、意欲的に業務執行ができ、高い成果や貢献度に繋げられる報酬内容とするため、「基本報酬」及び「成果・業績連動報酬」で構成しております。

「基本報酬」と「成果・業績連動報酬」の支給比率については、会社業績目標・個人業績目標の目標達成度合いや株価により変動しますが、事業計画の業績数値等の必達目標水準の場合には、社長については概ね7：3程度、それ以外の役員については、概ね8：2程度となっております。

また、「成果・業績連動報酬」については、基本報酬とともに月次で金銭で支給する報酬と、退任時の株価に連動し退任時に支給するポイント制の株価連動型報酬で構成されます。月次で金銭で支給する報酬は、前年度の会社業績目標及び個人別業績目標の達成の度合いに応じて決定します。会社業績目標は、会社業績との連動を図るべく事業計画の業績数値を必達目標とし、個人別業績目標は役員の職責に応じて個人別に目標を設定します。社長の場合、必達目標達成時には基本報酬額の22.5%、努力目標達成時には基本報酬額の45%、その他の役員の場合には、必達目標達成時には基本報酬額の15%、努力目標達成時には基本報酬額の30%とし、その目標の達成率に応じた金額となります。また、努力目標を大きく上回ったときや目標以外に会社業績に多大な貢献があったときには別途上乘せいたします。

ポイント制の株価連動型報酬は、中長期的な企業価値向上及び株式価値との連動を図るべく前年度の会社業績目標及び職責に応じた個人別業績目標達成度合いに応じて年間で一定ポイントを付与したうえで、退任（一定の重大な事由により解任された場合を除きます。）する執行役員が保有する累積付与ポイント数に退任日の直近6ヶ月間の当社株価終値平均を乗じた額を現金で支給することとなっております。

「成果・業績連動報酬」に係る会社業績目標は、事業計画の業績数値を必達目標としております。当事業年度における「成果・業績連動報酬」の額または数の算定の基礎として選定した会社業績目標は、2026年3月期連結売上高145,000百万円、同連結営業利益7,000百万円、同連結当期純利益4,000百万円であり、その達成状況は「連結損益計算書」に記載のとおりです。

#### c. 監査役の報酬制度

監査役は、「基本報酬」のみの支給としております。監査機能を十分に果たせる内容とするため、常勤・非常勤を勘案した固定額とし、月次報酬として支給しております。

#### ④ 役員の報酬等に関する株主総会決議

1990年6月26日開催の第78回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額26百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は、月額3百万円以内と決議しております。なお、報酬総額の限度額のみを定めておりますので、対象となる役員の員数は定めておらず、全役員が対象となります。

また、2020年6月23日開催の第108回定時株主総会において、退任時の株価に連動するポイント制の株価連動型報酬の年間付与ポイント総数の上限は4万ポイント（1ポイン

ト＝1株相当)と決議しております。なお、このポイント総数の対象となる株価連動型報酬は業務執行取締役に適用されるものですので、当該定時株主総会終結時点で対象となる業務執行取締役の員数は4名であります。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係(2026年3月31日現在)  
取締役遠藤健氏は、社会福祉法人伸こう福祉会の理事長及び公益社団法人 全国有料老人ホーム協会の理事を兼務しております。

取締役長谷川直哉氏は、法政大学人間環境学部人間環境学科の教授、岡部(株)の社外取締役、(株)シルバーライフの社外取締役(監査等委員)及び(株)レゾナックホールディングスのサステナビリティアドバイザーを兼務しております。

監査役立川泰輔氏は、東京海上日動火災保険(株)の非常勤顧問を兼務しております。

監査役山田美代子氏は山田公認会計士事務所の所長、(有)シーズズパートナーズの代表取締役、税理士法人 四季会計の代表社員、学校法人 女子学院の監事及び(株)ハイパーの社外監査役を兼務しております。

なお、当社と社外役員の兼務先各社との間にはいずれも特別な関係はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役遠藤健氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見並びに自動車販売業界への造詣をもとに、当社の経営全般の監督と助言・提言を期待されており、当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し適宜必要な発言を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの強化、業績向上に貢献しております。また、同氏は、指名・報酬委員会のメンバーとして、役員の指名や報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性の向上に貢献するとともに、サステナビリティ委員会のメンバーとして当社のサステナビリティ経営の推進に貢献しております。

取締役長谷川直哉氏は、企業人としての経験も有する学識経験者としてサステナビリティ経営等における高い識見と豊富な経験をもとに、当社の持続的に企業価値を高める戦略をはじめとした当社の経営全般の監督と助言・提言を期待されており、当事業年度に開催された取締役会16回中15回に出席し適宜必要な発言を行い、当社の持続的な成長に向け

た企業価値向上、およびコーポレート・ガバナンスの強化に貢献しております。また、同氏は、サステナビリティ委員会の委員長として当社のサステナビリティ経営の推進に貢献するとともに、指名・報酬委員会のメンバーとして、役員の指名や報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性の向上に貢献しております。

取締役小暮恵理子氏は、会社経営者としての豊富な経験と、海外勤務経験、ジェンダー平等プロジェクトの推進などの経験をもとに、多角的に当社の経営全般の監督と助言・提言を期待されており、当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し適宜必要な発言を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの強化、企業価値向上に貢献しております。また、同氏は、指名・報酬委員会のメンバーとして、役員の指名や報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性の向上に貢献するとともに、サステナビリティ委員会のメンバーとして当社のサステナビリティ経営の推進に貢献しております。

監査役立川泰輔氏は、会社経営における豊富な経験と幅広い識見に基づく的確な監査を行うことが期待されており、当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会17回すべてに出席し適宜必要な発言を行って、的確な監査を行い当社グループ経営の一層の適正化に貢献しております。

監査役近藤勝彦氏は、弁護士として企業法務をはじめ豊富な経験を踏まえた法令についての高度な能力・識見に基づく客観的な立場からの的確な監査を行うことが期待されており、当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会17回すべてに出席し適宜必要な発言を行って、的確な監査を行い当社グループ経営の一層の適正化に貢献しております。また、同氏は、サステナビリティ委員会のメンバーとしてサステナビリティ経営の適正化に貢献しております。

監査役山田美代子氏は、公認会計士としての豊富な経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見と、企業経営者や社外監査役の経験に基づき、的確な監査を行うことが期待されており、当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会17回すべてに出席し適宜必要な発言を行って、的確な監査を行い当社グループ経営の一層の適正化に貢献しております。

監査役菅田隆志氏は、自動車関連における会社経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づく的確な監査を行うことが期待されており、当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会17回すべてに出席し適宜必要な発言を行って、的確な監査を行い当社グループ経営の一層の適正化に貢献しております。

## 5 会計監査人の状況（2026年3月31日現在）

(1) 名称 アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該会計監査人から提出された新事業年度の「監査計画」の内容について吟味・検討し、「監査日数」と「報酬単価」を精査するとともに、従前の事業年度の職務実行状況や同業種同規模他社の報酬水準も合わせ検討した結果、提案の報酬額は妥当であると判断したためであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社である日産東京販売(株)は、当社と同じくアーク有限責任監査法人が会計監査人となっております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、以下のとおり規定いたします。

- ① 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ② 会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、当社の監査を適切に遂行することが困難と認められる場合

上記に該当する場合、当監査役会は会計監査人を解任または不再任とすることとし、必要な手続きをとることといたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2011年4月28日開催の取締役会で以下の内部統制システムに関する基本方針を決定し、その後数度の改定を経て、2023年12月21日開催の取締役会において、一部改定いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

#### 内部統制システムに関する基本方針

### 1. 当社の取締役等及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「グループ企業倫理規程」を定め、そこに示す行動規範、行動基準の実践を通して、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。
- (2) 内部監査部門として執行部門から独立した「内部監査室」を設置し、当社及び子会社の各部・各拠点に対する定期監査及び臨時監査を実施する。当該監査結果はすべて、代表取締役を含む常勤の取締役及び監査役等をメンバーとする内部監査報告会（原則毎月開催）に報告するとともに定期的に取締役会に報告する。
- (3) 内部統制システムの構築において重要視されるコンプライアンスの推進に当たって、その中核をなす機関として「コンプライアンス・賞罰委員会」を設置する。コンプライアンス・賞罰委員会は、当社グループにおけるコンプライアンス事案の分析及び賞罰案・再発防止策等の検討を行うとともに、当社グループ社員が遵守すべきコンプライアンスの根幹となるグループ企業倫理規程に則り、グループ全体への啓蒙教育、水平・垂直展開を推進することでコンプライアンスの浸透、定着を図る。
- (4) グループ社員からの内部通報・提案窓口として、当社内に「N T H イージーボイス」を、外部の第三者機関に「N T H コンプライアンスホットライン」を、それぞれ設置する。
- (5) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社グループは、「グループ企業倫理規程」において、行動規範、行動基準を示し、反社会的勢力に対しての利益供与はせず、不当な要求を受けた場合、毅然として対応し、一切関係を持たない。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、当社の主管部署では外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集に努める。
- (6) 「開示委員会」を設置し、適宜開催し審議を行うことにより当社及び子会社の会社情報を適時・適切に開示する体制を確立する。

2. 当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社の取締役等の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じて、適切に保存・管理することとし、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスクの種別ごとに所管部署を定め、適切なリスク管理を行い、経営に重大な影響を与える可能性があるリスクについては取締役会に報告し、必要な事項を決議する。不測の事態が発生した場合には、「グループ危機管理規程」に基づき、当社及び子会社にそれぞれ代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザーチームを組織し、損害の拡大を最小限に止める体制を整える。
4. 当社の取締役等及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 執行役員制度を設け、取締役の監督のもと、委嘱された業務の執行にあたらせ、迅速な意思決定および権限・責任の明確化を図る。
  - (2) 当社及び子会社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。当社グループの経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に当社の執行役員等による経営会議によって審議し、その審議を経て取締役会において決議を行うものとする。
  - (3) 当社及び子会社の取締役会の決議に基づく業務執行については、各社の「業務分掌規程」及び「グループ稟議規程」において、責任、執行手続きを明確にし、その実行を確実なものとする。
  - (4) 当社グループは、「グループ稟議規程」を定め、業務執行に係る決裁権限及び子会社から当社への承認・報告事項並びにその手続きを明確にし、その実行を確実なものとする。
  - (5) 当社グループは、事業年度ごとの事業計画を定め、各社の達成すべき目標を明確にするとともに、取締役等は目標達成に向け責任をもって職務を執行する。
5. 子会社の取締役等の職務の執行に関する事項の当社への報告に関する体制
  - (1) 当社グループは、原則毎月、当社の常勤の取締役及び監査役等と子会社代表者による代表者会議を行い、各子会社における業務執行状況等の報告を行う。
  - (2) 当社グループの「グループ稟議規程」に定められた事項について、子会社から当社への承認申請・報告を行う。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社の監査役の情報収集、資料整備等を補助するため、監査役室を設置し、監査役補助者を任命することにより、監査業務の効率化を図る。
7. 当社の監査役の職務を補助する使用人の取締役等からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役等からの独立を確保する。
  - (2) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。
8. 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する体制  
監査役補助者の監査役の職務の補助にあたっては、取締役等または組織の上長等の指揮命令は受けないこととする。
9. 当社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人（またはこれらの者から報告を受けた者）が当社の監査役に報告するための体制その他当社の監査役への報告に関する体制
  - (1) 当社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役に適宜報告する。
  - (2) 子会社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、当該子会社の監査役に適宜報告する。この報告を受けた当該子会社の監査役は、当社の監査役にこれを適宜報告する。
  - (3) 当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役等及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
10. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
当社の取締役等及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が、自らまたは当社の監査役からの求めに応じて当社の監査役に当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について報告を行ったことによる不利益な取り扱いは禁止する。ただし、故意または重過失によって事実と反する報告を行った場合はこの限りではない。

#### 11. 当社の監査役の監査費用に係る体制

当社の監査役が当社に対して監査の実施に係る費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、これを拒むことができない。

#### 12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役と定期的な意見交換を実施し、また内部監査部門との連携を図り、効果的な監査業務の遂行を図る。
- (2) 当社の監査役と子会社の監査役の定期的な意見交換を実施し、当社グループの監査業務の実効性を確保する。
- (3) 監査役からの要請がある場合は、関連各部署は必要な協力を行う。

#### 13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制を構築するために、「経理規程」等の社内規程を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用に係る基本方針」を策定し、この方針に基づき内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図ることとする。

#### 14. IT全般統制

当社は、グループ全体の組織として、「情報セキュリティ委員会」を設置し、「IT全般統制ガイドライン」及びIT関連規程を遵守するための具体的方策の検討、実施計画、モニタリング及び評価等を行う。

※取締役等とは、取締役及び執行役員をいう。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会は、16回開催し、取締役及び執行役員の職務遂行の適法性・妥当性を監督いたしました。取締役会には、取締役を兼務しない執行役員も出席し、取締役からの求めに応じて詳細な情報提供を行えるようにいたしました。また、その他の主な会議としては、指名・報酬委員会を3回、サステナビリティ委員会を3回、経営会議を48回、NTHグループ代表者会議を12回、コンプライアンス・賞罰委員会を8回、開示

委員会を5回、内部監査報告会を12回、情報セキュリティ委員会を2回とそれぞれ適切な頻度で開催いたしました。

- ② コンプライアンスに関しては、年度の重点取り組み事項を定め、啓蒙活動を行うとともに、発生したコンプライアンス事案の再発防止策の有効性をチェックし継続的にフォローするなど、コンプライアンスの推進を実施してまいりました。また、子会社に対する支援・指導の強化等を通じて、グループガバナンスの強化に取り組んでまいりました。
- ③ 当社は、子会社の事業計画については当社の取締役会で承認するなど、子会社の事案に関しても、その重要性に応じて、「グループ稟議規程」等に基づき、当社内において、取締役会への付議、稟議決裁、社内報告等を行ってまいりました。
- ④ グループ全体での規程管理の適正性および統制の実効性の向上を目的として、規程管理システムを導入しました。
- ⑤ 内部通報窓口として、当社内に「N T Hイージーボイス」を、外部の第三者機関に「N T Hコンプライアンスホットライン」を設置しており、一定数の通報を受けました。受理した通報については、速やかに調査を行い、是正が必要な事案が発見されたときは、改善等を実施いたしました。
- ⑥ 自動車販売の際にお客さまから反社会的勢力との関係がない旨の表明・確約書をいただく取り組み、各店舗での暴力団排除宣言ステッカーの掲示、社内研修会の実施、情宣のためのワンポイント・ニュースの発信、新規取引先に対する外部サービスを利用した反社チェック等を実施して、反社会的勢力との関係遮断の徹底を図ってまいりました。
- ⑦ 事業継続計画の本部訓練において抽出された課題について対応策を検討し、BCPマニュアルに反映させ、事業継続計画の実効性の向上を図ってまいりました。
- ⑧ 当社は、監査役が当社代表取締役社長、社外取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見・情報交換会を実施する機会を確保いたしました。また、当社は、常勤監査役が取締役、執行役員、使用人の職務の遂行状況を監査できるように、主要な稟議書を常勤監査役に回付するとともに、N T Hグループ代表者会議、コンプライアンス・賞罰委員会、開示委員会、内部監査報告会等の重要会議に出席する機会を確保し必要な場合は意見を述べられるようにしてまいりました。
- ⑨ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社各社の業務及び内部統制の監査を実施いたしました。特に、グループの中核を担う自動車販売会社については、新車・中古車の全店舗の業務監査を実施し、その監査結果を踏まえ、必要に応じてフォロー監査を実施し、改善状況の確認を行いました。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>37,113</b>	<b>流動負債</b>	<b>25,919</b>
現金及び預金	15,654	買掛金	12,229
受取手形及び売掛金	3,464	1年内返済予定の長期借入金	2,029
商品	15,439	リース債務	251
仕掛品	349	未払法人税等	359
貯蔵品	34	契約負債	6,055
その他	2,175	賞与引当金	1,309
貸倒引当金	△3	資産除去債務	320
<b>固定資産</b>	<b>64,408</b>	その他	3,364
<b>有形固定資産</b>	<b>53,085</b>	<b>固定負債</b>	<b>17,008</b>
建物及び構築物(純額)	11,064	長期借入金	10,576
機械装置及び運搬具(純額)	4,743	リース債務	3,071
土地	29,924	繰延税金負債	1,554
リース資産(純額)	5,070	役員退職慰労引当金	147
建設仮勘定	1,640	退職給付に係る負債	780
その他(純額)	641	資産除去債務	699
<b>無形固定資産</b>	<b>638</b>	長期預り金	115
のれん	451	その他	64
その他	187	<b>負債合計</b>	<b>42,927</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,684</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	6,890	<b>株主資本</b>	<b>52,214</b>
繰延税金資産	162	資本金	13,752
退職給付に係る資産	1,973	資本剰余金	248
その他	1,708	利益剰余金	38,246
貸倒引当金	△50	自己株式	△32
<b>資産合計</b>	<b>101,522</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>6,379</b>
		その他有価証券評価差額金	3,986
		退職給付に係る調整累計額	2,393
		<b>純資産合計</b>	<b>58,594</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>101,522</b>

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		128,997
売上原価		96,817
売上総利益		32,179
販売費及び一般管理費		27,423
営業利益		4,756
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	211	
受取手数料	352	
雑収入	117	683
営業外費用		
支払利息	200	
支払手数料	336	
雑損失	148	685
経常利益		4,754
特別利益		
固定資産売却益	91	
投資有価証券売却益	42	
受取補償金	350	483
特別損失		
固定資産除売却損	144	
減損損失	695	840
税金等調整前当期純利益		4,397
法人税、住民税及び事業税	1,211	
法人税等調整額	503	1,714
当期純利益		2,682
親会社株主に帰属する当期純利益		2,682

## 連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当期首残高	13,752	248	39,969	△3,011	50,958
当期変動額					
剰余金の配当			△1,429		△1,429
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,682		2,682
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				3	3
自己株式の消却			△2,975	2,975	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	△1,722	2,979	1,256
当期末残高	13,752	248	38,246	△32	52,214

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	3,520	2,165	5,686	56,644
当期変動額				
剰余金の配当				△1,429
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,682
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				3
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	466	227	693	693
当期変動額合計	466	227	693	1,949
当期末残高	3,986	2,393	6,379	58,594

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>16,494</b>	<b>流動負債</b>	<b>21,710</b>
現金及び預金	15,594	1年内返済予定の長期借入金	2,029
前払費用	144	リース債務	211
短期貸付金	202	未払金	65
その他	553	未払費用	157
		未払法人税等	219
<b>固定資産</b>	<b>60,073</b>	預り金	18,676
<b>有形固定資産</b>	<b>47,658</b>	賞与引当金	10
建物及び構築物	9,898	資産除去債務	320
機械及び装置	33	その他	20
工具、器具及び備品	329	<b>固定負債</b>	<b>15,951</b>
土地	31,095	長期借入金	10,576
リース資産	4,661	リース債務	2,624
建設仮勘定	1,640	繰延税金負債	1,906
		役員退職慰労引当金	65
<b>無形固定資産</b>	<b>174</b>	資産除去債務	620
ソフトウェア	174	長期預り金	115
		その他	42
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,241</b>	<b>負債合計</b>	<b>37,662</b>
投資有価証券	6,794	<b>純資産の部</b>	
関係会社株式	4,035	<b>株主資本</b>	<b>34,919</b>
長期前払費用	29	資本金	13,752
敷金	803	資本剰余金	241
差入保証金	577	資本準備金	241
その他	1	<b>利益剰余金</b>	<b>20,958</b>
<b>資産合計</b>	<b>76,568</b>	利益準備金	969
		その他利益剰余金	19,989
		圧縮記帳積立金	204
		繰越利益剰余金	19,784
		<b>自己株式</b>	<b>△32</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,986</b>
		その他有価証券評価差額金	3,986
		<b>純資産合計</b>	<b>38,906</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>76,568</b>

## 損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		10,854
売上原価		5,287
売上総利益		5,567
販売費及び一般管理費		1,458
営業利益		4,108
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	211	
雑収入	56	269
営業外費用		
支払利息	215	
雑損失	17	232
経常利益		4,145
特別利益		
固定資産売却益	91	
投資有価証券売却益	42	
受取補償金	350	483
特別損失		
固定資産除売却損	75	
減損損失	256	331
税引前当期純利益		4,297
法人税、住民税及び事業税	199	
法人税等調整額	△56	143
当期純利益		4,153

## 株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	13,752	241	241	826	204	20,178	21,209
当期変動額							
剰余金の配当				142		△1,572	△1,429
当期純利益						4,153	4,153
自己株式の取得							
自己株式の処分							
自己株式の消却						△2,975	△2,975
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	142	-	△394	△251
当期末残高	13,752	241	241	969	204	19,784	20,958

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,011	32,191	3,520	3,520	35,711
当期変動額					
剰余金の配当		△1,429			△1,429
当期純利益		4,153			4,153
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	3	3			3
自己株式の消却	2,975	-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			466	466	466
当期変動額合計	2,979	2,727	466	466	3,194
当期末残高	△32	34,919	3,986	3,986	38,906

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

日産東京販売ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 三島 徳朗  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村瀬 征雄  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日産東京販売ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日産東京販売ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

日産東京販売ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三島徳朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村瀬征雄

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日産東京販売ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人アーク有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針の内容及びその取組みは、当社の企業価値及び株主共通の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

日産東京販売ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 立川 泰 輔 ㊟

監 査 役 近 藤 勝 彦 ㊟

監 査 役 山 田 美 代 子 ㊟

監 査 役 菅 田 隆 志 ㊟

(注) 常勤監査役立川泰輔並びに監査役近藤勝彦、山田美代子、菅田隆志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 第114回定時株主総会会場ご案内図

開催日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時

※受付は午前9時15分より開始

開催会場

東京都品川区荏原四丁目5番28号  
スクエア荏原「ひらつかホール」



## ■ 交通のご案内

電車／ 東急目黒線 武蔵小山駅 徒歩10分

東急池上線 戸越銀座駅・荏原中延駅 徒歩10分

都営浅草線 戸越駅（A3出口） 徒歩12分

バス／ 五反田駅西口8番のりば 東急バス 反11系統「世田谷区民会館」ゆき  
「平塚橋」下車徒歩5分

（当会場には専用駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。）

スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。

